静岡労働局 発表 令和7年10月23日

【照会先】

静岡労働局 労働基準部 監督課 監督課長 片岡 裕也 主任監察監督官 内藤 匡樹 電話 054(254)6352

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和6年度の監督指導結果を公表します

静岡労働局では、このたび、令和6年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめましたので公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった577事業場のうち、293事業場(50.8%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、150事業場(違法な時間外労働があったもののうち51.2%)でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の 「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】(令和6年4月~令和7年3月)

(1) 監督指導の実施事業場:

577 事業場

(2) 主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外労働があったもの:

293 事業場(50.8%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの:

150 事業場(51.2%)

うち、月100時間を超えるもの:

92 事業場(31.4%)

うち、月150時間を超えるもの:

12 事業場(4.1%)

うち、月200時間を超えるもの:

5 事業場(1.7%)

② 賃金不払残業があったもの:

59 事業場(10.2%)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの:

144 事業場(25%)

- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況「(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
 - ① 過重労働による健康障害防止措置が 不十分なため改善を指導したもの:

293 事業場(50.8%)

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの:

107 事業場(18.5%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和6年4月から令和7年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和6年4月から令和7年3月までに、577事業場に対し監督指導を実施し、502事業場 (87%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働が あったものが293事業場、賃金不払残業があったものが59事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが144事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

		E5-10 15 15 15 15	<u> </u>	=	主な違反事項別事業場数			
		監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)		
合計 (注1, 2)		577 (100%)	502 (87%)	293 (50.8%)	59 (10.2%)	144 (25%)		
	商業	127 (22%)	107	41	9	42		
	製造業	131 (22.7%)	113	87	10	27		
主	保健衛生業	56 (9.7%)	51	30	8	14		
な業種	接客娯楽業	63 (10.9%)	60	38	13	25		
種	建設業	36 (6.2%)	32	16	7	6		
	運輸交通業	88 (15.3%)	78	52	6	19		
	その他の事業 (注6)	35 (6.1%)	26	11	3	5		

- (注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
- (注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
- (注3) 労働基準法第32・40条違反 [36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。]、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)の件数を計上している。
- (注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。
- (注 5) 労働安全衛生法第18条違反 [衛生委員会を設置していないもの等。]、労働安全衛生法第66条違反 [健康診断を行っていないもの。]、労働安全衛生法第66条の 8 違反 [1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。]、労働安全衛生法第66条の 8 の 3 違反 [客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。]等の件数を計上している。
- (注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
577	132	233	94	53	48	17
377	(22.9%)	(40.4%)	(16.3%)	(9.2%)	(8.3%)	(2.9%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
577	66	175	72	85	70	109
577	(11.4%)	(30.3%)	(12.5%)	(14.7%)	(12.1%)	(18.9%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況 監督指導を実施した事業場のうち、293事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対す る医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

			化诺古	·五八~4~		
			拍导争	項(注1)		
指導事業場数	面接指導等の 実施(注2)	長時間労働によ る健康障害防止 対策に関する調 査審議の実施 (注3)	月45時間以内 への削減 (注4)	月80時間以内 への削減	面接指導等が実施 出来る仕組みの整 備等 (注5)	ストレスチェック制度を含むメンタル ヘルス対策に関する調査審議の 実施
293	88	56	115	174	16	12

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずる こととした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めること などを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、107事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

			指導事	項(注1)		
		自己申告制による場合				
指導事業場数	始業・終業時刻の 確認・記録(ガイド ライン4(1))	自己申告制の説 明(ガイドライン4 (3)ア・イ)	実態調査の実施 (ガイドライン4(3) ウ・ェ)	適正な申告の阻 害要因の排除 (ガイドライン4(3) オ)	管理者の責務(ガ イドライン4(6))	労使協議組織の 活用(ガイドライン 4(7))
107	59	5	46	5	3	0

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった293事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、150事業場で1か月80時間を、うち92事業場で1か月100時間を、うち12事業場で1か月150時間を、うち5事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実 施事業場数	労働時間違 反事業場数		80時間超			
心乎未勿奴				100時間超	150時間超	200時間超
577	293	143	150	92	12	5

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、31事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、245事業場でタイムカードを基礎に確認し、152事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、16事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、108事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

	原則的な方	自己申告制		
使用者が自ら現認タイムカードを基礎		ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を 基礎	(注2,3)
31	245	152	16	108

- (注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。
- (注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。
- (注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

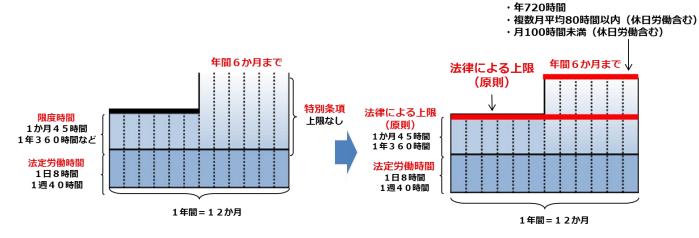
参考資料

┃時間外労働の上限規制

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により改正された労働基準法(昭和22年法律第49号)において、時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間(限度時間)とされ、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間以内(休日労働含む)とされた。

法律による上限(例外)

- ※限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度。
- ※平成31年4月1日施行/中小企業は令和2年4月1日施行/一部、令和6年4月1日から適用開始。



< 令和6年度適用開始業務等>

事業・業務	令和6年4月1日以降
建設事業	 ●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ●災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2~6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	 ◆特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間となります。 ◆時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2~6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。 ◆時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	 ◆特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります。 ◆時間外労働と休日労働の合計について、 ✓ 2 ~ 6 か月平均80時間以内とする規制は適用されません。 ◆時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません ◆医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 ※ 医業に従事する医師の一般的な上限時間(休日労働含む)は年960時間/月100時間未満(例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある)。 地域医療確保暫定特例水準(B・連携B水準)又は集中的技能向上水準(C水準)の対象の医師の上限時間(休日労働
鹿児島県及び沖縄県における 砂糖製造業	含む)は年1,860時間/月100時間未満(例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある)。 上限規制がすべて適用されます。

労働時間適正把握ガイドライン

労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。

労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものである。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

始業・終業時刻の確認・記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。(ガイドライン4(1))

自己申告により労働時間を把握する場合の措置

- ① 自己申告を行う労働者のみでなく、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置について、十分な説明を行うこと。(ガイドライン4(3)ア・イ)
- ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した事業場内 にいた時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をする こと。(ガイドライン4(3)ウ・エ)
- ③ 労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないことを改めて示し、さらに、労働者間で慣習的に過少申告が行われていないかについても確認すること。(ガイドライン4(3)オ)

労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。 (ガイドライン4(6))

労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。(ガイドライン4(7))



働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ



11月を中心に、全国47都道府県 参加無料 過労死等防止対策推進シンポジウム > 0570-026-027 明用ナビダイヤル 48か所で開催しています。



「過重労働解消キャンペーン」を実施します。 / 令和7年11月1日(土) に全国一斉の ▶ 0120-794-713 相談無料





文部科学省

過労死防止